

1 期限内に忘れず申告しましょう

市・県民税の申告や確定申告が必要かどうか確認しましょう。詳しくは、税務課にお問合せください。

当てはまるかチェックしてください。

- ☐ 年末調整を受けていない給与収入がある
- ☐ 年末調整済の給与収入のほかに 20 万円を超える所得がある
- ☐ 給与の年間収入が 2 千万円を超える
- ☐ 事業をしている、不動産収入がある
- ☐ 公的年金収入が 400 万円を超えている
- ☐ 公的年金収入のほかに 20 万円を超える所得がある

▼次に挙げる人は松山税務署での申告をお願いします。

- ☐ 青色申告を行いたい ☐ 損失の繰越や繰戻をする
- ☐ 売電収入（年間発電量 10kwh 以上）がある
- ☐ 山林、不動産、株式の譲渡所得がある
- ☐ 住宅ローン控除を初めて受ける
- ☐ 亡くなった人の申告（準確定申告）がしたい
- ☐ 退職所得がある
- ☐ 配当所得がある（特定口座年間取引報告書の「上場株式配当等控除額」又は「外国所得税の額」に数字が記載されている場合）

チェックあり

確定申告が必要です。

市役所の申告相談にお越しください。内容によって松山税務署での申告が必要な場合があります。

市・県民税の申告が必要です。 市役所の申告相談にお越しください。

還付申告はありませんか？

申告義務がない人でも、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。医療費控除、寄附金控除を受けることができる人などが対象です。詳しくは税務課までお問合せください。

松山税務署からのお知らせ

申告会場では「入場整理券」が必要です。

松山税務署申告会場に来場する場合、入場整理券が必要です。入場整理券は LINE で事前発行するほか、会場で当日配布しますが、なくなり次第終了です。オンライン事前発行は、LINE アプリから国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加してください。入場券の当日の配布状況は、国税庁 HP で確認できます。

開設期間は、2月17日(月)～3月17日(月) (土・日・祝は3月2日(日)のみ開場)

上記期間より前は、確定申告会場を設置していませんのでご注意ください。ただし、作成済みの申告書等の提出は可能です。

なお、駐車場には限りがあるため、駐車場が満車となり、利用できない場合があります。来署時は、公共交通機関のご利用をお願いします。

◇受付時間…8時30分～16時

(※相談開始は9時～)

☎松山税務署 ☎ 941-9121

国税庁アカウント



確定申告書等作成



2 申告に必要なもの

相談前に書類等が揃っているか確認します。なお、事前に計算ができていない場合は、相談をお受けできません。

①筆記用具、電卓

②マイナンバー確認書類…マイナンバーカード／通知カード※被扶養者含む。

③本人確認できる書類…運転免許証など（顔写真付きマイナンバーカードをお持ちの人は省略可）

④令和6年中の収入を確認できる書類…給与や年金の源泉徴収票（原本）／収支内訳書、収入金額と必要経費が分かる帳簿、領収書など（営業・農業・不動産所得がある人）

⑤所得控除の内容を証明する書類…国民健康保険税、国民年金保険料、社会保険料、生命保険料、損害保険料等の支払を証明する書類

⑥医療費控除の明細書…医療費控除を受ける人

⑦障がい者手帳等…障害者控除を受ける人

⑧還付金の振込口座が分かるもの…本人名義の口座が必要です。

⑨税務署からのお知らせはがき…お持ちの人のみ

5 スマートフォンでの確定申告がますます便利に！

申告手続はスマホで！

国税庁 HP の「確定申告等作成コーナー」で簡単に申告書が作成できます。作成した申告書データは e-Tax を利用して送信できるほか、印刷して郵送等による税務署への提出も可能です。

1 月から、所得税の全ての画面及び消費税の「簡易課税」と「2 割特例」の画面が、スマホでも操作しやすくなっています。

申告しなかった場合は？

所得税の申告をしなかった場合、期限経過日数に応じて加算金や延滞金が追加されることがあります。また、給付金などの公的サービス申請時にスムーズな手続や所得証明書の発行ができないため、金融機関などからの融資が受けられないこともありますので、必ず申告してください。

3 申告相談受付の電話予約

市会場の申告相談を利用される際は、事前に電話予約をお願いします。相談時間は 1 人当たり 20 分の時間枠を設けていますが相談内容によってはお待ちさせる場合があります。

電話予約、変更又は取消は、相談日の前日までにご連絡ください。申告会場での事前予約は

お受けできません。

◇**予約受付期間**…各相談日で予約開始日が異なっています。詳しくは下記日程表をご確認ください。（受付時間：8 時 30 分～17 時 15 分）

◇**連絡先**…税務課 ☎ 964-4403（川内支所、中央公民館での事前電話予約はお受けできません）

4 申告相談の日程と指定地区

◇**受付時間**…8 時 30 分～15 時（2 月 21 日(金)は 14 時まで）※相談開始 9 時～

定員を超えた場合はお断りすることもありますのでご注意ください。

さい。☆なお、2 月 16 日(土)は松山税務署が休日対応していないため、税務署への照会等が必要な案件は、後日の対応となる場合があります。

2 月	指定地区	予約開始日	会場	3 月	指定地区	予約開始日	会場
16 ㊸	地区指定なし	1/16 ㊸	川内支所3階	1 ㊴			中央公民館2階
17 ㊹	則之内乙・丙、井内、吉久	1/17 ㊵		2 ㊸	地区指定なし	1/29 ㊹	
18 ㊺	北方、松瀬川、河之内、滑川、明河	1/20 ㊹		3 ㊹	田窪、上村	1/30 ㊸	
19 ㊻	南方、則之内甲	1/21 ㊺		4 ㊻	南野田、北野田	1/31 ㊵	
20 ㊼	地区指定なし	1/22 ㊻		5 ㊼	牛淵、野田	2/3 ㊹	
21 ㊽	地区指定なし			6 ㊼	地区指定なし	2/4 ㊺	
22 ㊾、23 ㊿、24 ㊿				7 ㊽			
25 ㊿	山之内、樋口、横河原	1/23 ㊸	中央公民館2階	8 ㊾、9 ㊿			
26 ㊿	志津川、志津川南	1/24 ㊵		10 ㊿			
27 ㊿	西岡、下林	1/27 ㊹		11 ㊿			
28 ㊿	見奈良、上林	1/28 ㊺		12 ㊿	地区指定なし	2/4 ㊺	
				13 ㊿			
				14 ㊿			
				15 ㊿、16 ㊿			
			17 ㊿	地区指定なし	2/4 ㊺		

スムーズな申告のために

医療費控除の明細書の作成をお願いします

▶医療費控除を受ける人は事前に医療費控除の明細書の作成をお願いします。明細書の様式は税務課でも用意しています。

事前に収支内訳の計算をお願いします

▶営業所得、農業所得、不動産所得を申告する人は事前に収支内訳の計算をお願いします。★★いずれも事前に計算ができていない場合は、相談をお受けできません★★